

令和6年度青森県ツキノワグマ個体数推定調査委託業務 仕様書

1 目的

本業務は、ツキノワグマの特定鳥獣保護管理計画の基礎資料とするため、県内に生息するツキノワグマの生息状況を把握する。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

3 業務内容

(1) カメラトラップ調査

自動撮影カメラを用いたトラップによってツキノワグマの胸部を撮影することで、生態標識（月輪紋等）から個体を識別し、個体数推定のためのデータを取得する。

(2) 個体数推定

カメラトラップ調査の結果から、県内に生息するツキノワグマの個体数を推定する。

(3) 簡易的なモニタリング手法の検討

令和7年度以降の県内のツキノワグマの生息状況をモニタリングするための簡易的な手法を検討する。

4 成果品の提出

本業務の成果品は以下のとおりとする。

(1) 成果品

業務報告書：1部（印刷物）、1枚（電子媒体（CD-R又はDVD-R））

(2) 提出場所

青森県環境エネルギー部自然保護課

5 知的財産権等の取扱い

(1) 成果品に関する著作権、著作隣接権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、委託者が保有するものとし、委託者が二次使用等を実施することに対して、著作者人格権を行使しないこととする。

(2) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

(4) 著作権等を除く知的財産権の扱いについては、委託者と別途協議するものとする。

6 その他

(1) 受託者は、機密情報及び個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとする。

- (2) 契約期間中において受託者は、委託者の求めに応じ中間報告書、参考資料及びデータ等を適宜提出するものとする。
- (3) 受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき又は本仕様書に記載のない事由については、委託者と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
- (4) 委託業務の実施に当たっては、委託者と必要な協議及び打合せを十分に行い、その指示に従って業務を進めるとともに、必要に応じて大学等の有識者に適宜助言を求め、より精度の高い調査結果となるように努めること。
- (5) 報告、提出、連絡等において、セキュリティ上、フリーメールの使用は認めない。